

令和8年度都市公園民間活力導入可能性調査業務委託プロポーザル募集要項

1 目的

この要領は、令和8年度都市公園民間活力導入可能性調査業務委託の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度都市公園民間活力導入可能性調査業務委託
- (2) 履行場所 富士市全域
- (3) 業務内容 アンケート調査 一式
サウンディング調査 一式
民間活力導入基本方針作成業務 一式
※ 詳細は別紙「特記仕様書」を参照すること。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年1月29日まで
- (5) 支払限度額 16,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所都市整備部みどりの課緑化政策担当（担当 青名畑賢治）
電話番号 0545-55-2793（直通）
FAX番号 0545-53-2772
メールアドレス midori@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和8年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和8年6月8日 (月)	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和8年6月15日 (月)	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和8年6月18日 (木)	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和8年6月22日 (月)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和8年6月29日 (月)	電子メールによる通知
6	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和8年7月3日 (金)	電子メールのみ受付
7	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和8年7月7日 (火)	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等提出期限	令和8年7月17日 (金)	持参又は郵送による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年7月17日 (金)	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月22日 (水)	
11	優先交渉権者の特定等結果通知	令和8年7月下旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
12	契約	令和8年8月上旬	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月8日(月)から同年6月15日(月)まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 参加表明に関する質問書(様式-1)に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス midori@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2793(直通)
- (3) 質問回答日 令和8年6月18日(木)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、令和8年度都市公園民間活力導入可能性調査業務委託プロポーザル募集要項の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年6月8日(月)から同年6月22日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市役所都市整備部みどりの課(市庁舎7階)
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数 (正本・副本)
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	会社概要書	様式-5	8部(1部・7部)
3	参加表明者の業務実績表	様式-6	8部(1部・7部)
4	業務実施体制	様式-7	8部(1部・7部)
5	予定管理技術者の経歴書	様式-8	8部(1部・7部)
6	予定担当技術者の経歴書	様式-9	8部(1部・7部)
7	予定照査技術者の経歴書	様式-10	8部(1部・7部)
8	手持ちの業務の状況	様式-11	8部(1部・7部)

9	予定担当技術者の県内市町での業務実績表	様式-12	8部(1部・7部)
10	予定照査技術者の県内市町での業務実績表	様式-13	8部(1部・7部)
11	TECRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当したこと及び業務内容が同種又は類似にあたることを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写し	—	8部(1部・7部)
12	配置予定技術者(管理技術者、担当技術者及び照査技術者)が保有している資格証の写し	—	8部(1部・7部)

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書、参加表明者の業務実績表等(令和3年度～令和7年度まで)で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和8年6月29日(月)に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」(様式-14)により通知する。

ただし、プロポーザル参加表明者が6者以上いる場合は、本要領14の「評価項目及び評価基準」に定める、(1)「参加表明者に対する評価項目及び評価基準」に対する評価項目及び評価基準に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位5者を選定する。

また、5者以下の場合は、提案者全てを一次審査による選定者とし、本要領14の「評価項目及び評価基準」及び本要領15に定める「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面(任意書式)にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月17日（金）（午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所都市整備部みどりの課（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	提出部数	様式
1	企画提案書	8部（1部・7部）	様式-14
2	業務工程計画	8部（1部・7部）	様式-15
3	業務の実施方針	8部（1部・7部）	様式-16
4	業務の実施手法	8部（1部・7部）	様式-17
5	特定テーマ1に対する提案	8部（1部・7部）	様式-18
6	特定テーマ2に対する提案	8部（1部・7部）	様式-19
7	見積書及び内訳書	8部（1部・7部）	消費税及び地方消費税を含む

(5) 特定テーマ

本業務は別添の特記仕様書に沿って行うことが求められるが、あらかじめ企画提案書によって以下の特定テーマに対する具体的な提案を行うものとする。

【特定テーマ1】

- ・ 適切なサウンディング（民間事業者意向調査）の方法

【特定テーマ2】

- ・ 適切な官民連携手法（事業スキーム）の検討方法

(6) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 業務実施体制に記載した配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。
- エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

- カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- キ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ク 企画提案書の「業務工程計画」から「特定テーマに対する提案」までについては、下段余白中央にページ番号を付すこと。

11 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月30日（火）から同年7月3日（金）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書（様式-3）」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス midori@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (3) 質問回答日 令和8年7月7日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式-4）」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月17日（金）午後3時
- (2) 提出先 富士市役所都市整備部みどりの課（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和8年7月22日（水）詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 静岡県富士市永田町1丁目100番地消防防災庁舎4階第二会議室
- (3) 出席者 出席者は、5人以内とする。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり25分以内とする。
（提案者からの説明15分、質疑応答10分）
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用すること。
 - イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。

- ウ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン及びプロジェクター等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、本市で用意する。
- エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、5分以内とする。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点 200 点）は、下記のとおりとする。

(1) 「参加表明者」に対する評価項目及び評価基準（提出書類による一次審査）

評価対象	評価項目		着眼点	評価の着眼点（評価基準）	配点	該当箇所	
務 参加表明者の業務実績等	業務の安定性	情報収集力	情報収集の容易さ	・都市計画コンサルタント協会等の登録状況	5	様式-5	
		業務実施体制	業務の完遂能力の有無	・業務執行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっているか	5	様式-7	
		履行保証力		・会社更生法、指名停止等の適用事例はあるか	5	様式-5	
法人等の実績	専門技術力		成果の確実性	・法人として都市公園の民間活力導入可能性調査の業務実績（過去5年間における業務実績）	10	様式-6	
				・法人として公共施設の民間活力導入可能性調査の業務実績（過去5年間における業務実績）	10	様式-6	
配置予定技術者の技術力等	管理技術者	専門技術力	業務遂行技術力	・令和3年度～令和7年度に担当技術者又は管理技術者として完了した都市公園の民間活力導入可能性調査に関する業務実績	15	様式-8	
				・当該業務の管理技術者における取得資格（技術士：建設部門 都市及び地方計画）、技術士：総合技術監理部門 都市及び地方計画）、（RCCM：都市計画及び地方計画）	5	様式-8	
			業務の確実性	・現在の管理技術者、担当技術者としての手持ち業務量	5	様式-11	
	担当技術者	専門技術力	業務遂行技術力	・令和3年度～令和7年度に担当技術者又は管理技術者として完了した都市公園の民間活力導入可能性調査に関する業務実績	10	様式-9	
				・当該業務の担当技術者における取得保有者の人数（技術士：建設部門 都市及び地方計画）、技術士：総合技術監理部門 都市及び地方計画）、（RCCM：都市計画及び地方計画）	5	様式-9	
			業務の確実性	・現在の管理技術者、担当技術者としての手持ち業務量	5	様式-11	
	照査技術者	情報収集力	地域精通度	・令和3年度～令和7年度に担当技術者又は管理技術者として完了した都市公園や公共施設の民間活力導入可能性調査に関する業務実績	5	様式-12	
				業務の確実性	・令和3年度～令和7年度に管理技術者として完了した都市公園の民間活力導入可能性調査に関する業務実績	10	様式-10
					・令和3年度～令和7年度に管理技術者として完了した都市公園や公共施設の民間活力導入可能性調査に関する業務実績	5	様式-13
	合計（A）					100	

「参加者表明者」に対する評価項目は、以下の基準で評価する。

評価	評価点	採点基準
5	配点×1.00	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	配点×0.75	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	配点×0.50	普通（趣旨に合致している）
2	配点×0.25	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	配点×0.00	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

(2) 「企画提案書」に対する評価項目及び評価基準（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査）

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）		配点	該当箇所	
	業務工程計画	作業手順	・円滑に遂行するための的確な業務スケジュールが示されているか。	5	様式-15	
		実現性	・スケジュールに妥当性及び業務遂行の実現性が確保されているか。	5		
	業務の実施方針及び実施手法	業務内容の理解度	・都市公園法・建築基準法に関する法令、技術に係る必要な知識を有しているか。	5	様式-16 様式-17	
			・本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。	5		
		的確性	・業務全体を通しての積極的な提案・意見がなされているか。	5		
			・本業務の課題を検討し、対応方針について具体的な内容が示されているか	5		
		具体性	・仕様書の各業務について、より詳細で具体的な内容を提案しているか。	5		
		その他追加提案等	・本業務に関連するもので、実績及びノウハウを生かした積極的な提案が示されているか。	5		
	業務への取組姿勢等	特定テーマに対する提案（提案の的確性・取組み姿勢）	・特定テーマ1に対して、実績を活かした的確な提案がなされているか。	15	様式-18	
			・特定テーマ1に対して、具体的な提案がされているか。	15		
			・特定テーマ2に対して、実績を活かした的確な提案がなされているか。	15	様式-19	
			・特定テーマ2に対して、具体的な提案がされているか。	15		
	合計（B）				100	

評価	評価点	採点基準
5	配点×1.00	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	配点×0.75	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	配点×0.50	普通（趣旨に合致している）
2	配点×0.25	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	配点×0.00	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

- ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。
- イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 14 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点（一次審査と二次審査の合計点）が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。
- ウ 本要領 5 に定める「参加資格要件」及び本要領 10 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- エ 同一点数が 2 者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。
- オ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が 60%未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

- ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書（様式 21）」を、令和 8 年 7 月下旬電子メールにて送付する。
- イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和 8 年 7 月下旬に富士市ウェブサイトで公表する。
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/boshuchu/index.html>
- ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

16 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ア 優先交渉権者が審査後、本要領 5 に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。
- イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和 8 年 8 月上旬（予定）

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「特記仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

- ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
 - (7) 本要領 2(5)「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合
 - (イ) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
 - (ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
 - (7) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
 - (イ) プレゼンテーション時に、予定技術者が欠席した場合
 - (ウ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
 - (エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類の返却はしないものとする。

(6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要項の 該当箇所	備考
様式-1	参加表明に関する質問書	要項7	
様式-2	プロポーザル参加表明書	要項8	
様式-3	企画提案書等提出に関する質問書	要項11	
様式-4	プロポーザル参加辞退届	要項12	
様式-5	会社概要書	要項8	
様式-6	参加表明者の業務実績表	要項8	
様式-7	業務実施体制	要項8	
様式-8	予定管理技術者の経歴書	要項8	
様式-9	予定担当技術者の経歴書	要項8	
様式-10	予定照査技術者の経歴書	要項8	
様式-11	手持ちの業務の状況（令和8年6月8日現在）	要項8	
様式-12	予定担当技術者の県内市町での業務実績表	要項8	
様式-13	予定照査技術者の県内市町での業務実績表	要項8	
様式-14	プロポーザル参加資格確認結果通知書	要項9	
様式-15	企画提案書	要項10	
様式-16	1. 業務工程計画	要項10	
様式-17	2. 業務の実施方針	要項10	
様式-18	3. 業務の実施手法	要項10	
様式-19	4. 特定テーマ1に対する提案	要項10	
様式-20	5. 特定テーマ2に対する提案	要項10	
様式-21	プロポーザル企画提案書等審査結果通知書	要項15	
任意様式	見積書及び内訳書	要項10	

